

## 関税率表解説改正

新	旧
<b>第 54 類</b> <b>人造纖維の長纖維並びに人造纖維の織物</b> <b>及びストリップその他これに類する人造纖維製品</b>	<b>第 54 類</b> <b>人造纖維の長纖維及びその織物</b>
<p>注</p> <p>1 この表において「人造纖維」とは、次の纖維をいう。</p> <p>(a) 有機単量体の重合により製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリ(酢酸ビニル)を加水分解することにより得たポリ(ビニルアルコール)）</p> <p>(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、纖維素、カゼイン及び他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、アセテート及びアルギネット）</p> <p>この場合において、「合成纖維」とは(a)の纖維をいうものとし、「再生纖維又は半合成纖維」又は場合により「再生纖維若しくは半合成纖維」とは(b)の纖維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造纖維とみなさない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類の解説については、11部の総説を参照すること。</p> <p>「人造纖維」とは、54類及び55類又はこの表の他の部分において使用する場合、54類の注1により、次のいずれかの製造方法で作られた有機重合体で構成される長纖維又は短纖維を意味する。</p> <p>(1) 有機単量体の重合又はこれにより得た重合体の化学的変性（39類総説参照）によるもの（合成纖維）</p> <p>(2) 天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理したもの、又は、天然有機重合体を化学的に変性させたもの（再生纖維又は半合成纖維）</p> <p style="text-align: center;">( ) 合成纖維 (省 略)</p>	<p>注</p> <p>1 この表において「人造纖維」とは、次の纖維をいう。</p> <p>(a) 有機単量体の重合により製造した短纖維又は長纖維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの）</p> <p>(b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短纖維又は長纖維（例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュプラ及びアルギネット）</p> <p>この場合において、「合成纖維」とは(a)の纖維をいうものとし、「再生纖維又は半合成纖維」又は場合により「再生纖維若しくは半合成纖維」とは(b)の纖維をいうものとする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総 説</p> <p>この類の解説については、11部の総説を参照すること。</p> <p>「人造纖維」とは、54類及び55類又はこの表の他の部分において使用する場合、54類の注1により、次のいずれかの製造方法で作られた有機重合体で構成される長纖維又は短纖維を意味する。</p> <p>(1) 有機単量体の重合（39類総説参照）によるもの（合成纖維）</p> <p>(2) 天然有機重合体を化学的に変化させたもの（再生纖維又は半合成纖維）</p> <p style="text-align: center;">( ) 合成纖維 (省 略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>( ) 再生纖維又は半合成纖維</p> <p><u>これらの纖維を製造するもととなる材料は、天然原料を処理（溶解若しくは化学的処理、又は化学的変性を含む。）することによって抽出される有機重合物である。</u></p> <p>主な再生纖維又は半合成纖維には次の物品がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>( ) 再生纖維又は半合成纖維</p> <p><u>これらの纖維を製造するもととなる材料は、天然原料を処理（化学的変性を含む。）することによって抽出される有機重合物である。</u></p> <p>主な再生纖維又は半合成纖維には次の物品がある。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
<p>54.02 合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;">- 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.11 - - アラミドのもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.19 - - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.34 - - ポリプロピレンのもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.39 - - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 3em;">- その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.44 - - 弹性を有するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.45 - - その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.46 - - その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.47 - - その他のもの（ポリエステルのものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.48 - - その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.49 - - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号の解説</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p><u>5402.46</u></p> <p>この号には、分子が部分的に配向している繊維で構成している糸を含む。これらの糸（一般に、平らである。）は、直接織物の製造に使用することはできない。これらの糸は、最初に延伸又は延伸・テクスチャード加工工程を経なければならない。これらは“POY”という名で呼ばれている。</p>	<p>54.02 合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.10 - 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="margin-left: 2em;">(新 規)</p> <p style="margin-left: 2em;">5402.39 - - その他のもの</p> <p style="margin-left: 3em;">- その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.41 - - ナイロンその他のポリアミドのもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.42 - - ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5402.43 - - その他のポリエステルのもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">5402.49 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号の解説</p> <p style="margin-left: 2em;">(省 略)</p> <p><u>5402.42</u></p> <p>この号には、分子が部分的に配向している繊維で構成している糸を含む。これらの糸（一般に、平らである。）は、直接織物の製造に使用することはできない。これらの糸は、最初に延伸又は延伸・テクスチャード加工工程を経なければならない。これらは“POY”という名で呼ばれている。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>54.03 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。)</p> <p>5403.10 - 強力糸 (ピスコースレーヨンのものに限る。) (削除)</p> <p>- その他の単糸 (省略)</p> <p>54.02項の解説は、この項において準用する。 (削除)</p>	<p>54.03 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸 (67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものとを除く。)</p> <p>5403.10 - 強力糸 (ピスコースレーヨンのものに限る。)</p> <p><u>5403.20 - テクスチャード加工糸</u> - その他の単糸 (省略)</p> <p>54.02項の解説は、この項において準用する。</p> <p style="text-align: right;"><u>号の解説</u> <u>5403.20</u> <u>テクスチャード加工糸の説明については、5402.31号から5402.39号までの解説を参照。</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>54.04 合成繊維の単纖維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;">- 単纖維</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5404.11 - 弹性を有するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5404.12 - その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5404.19 - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">5404.90 - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>54.04 合成繊維の単纖維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5404.10 - 単纖維</u></p> <p style="margin-left: 2em;">5404.90 - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>54.06 人造繊維の長纖維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;">(削除)</p> <p style="margin-left: 2em;">(削除)</p> <p>この項には、11部の総説（）（B）（3）に規定する条件に適合する小売用にした人造繊維の長纖維の糸（縫糸を除く。）を含む。</p>	<p>54.06 人造繊維の長纖維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5406.10 - 合成纖維の長纖維の糸</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>5406.20 - 再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸</u></p> <p>この項には、11部の総説（）（B）（3）に規定する条件に適合する小売用にした人造繊維の長纖維の糸（縫糸を除く。）を含む。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>55.01 合成繊維の長繊維のトウ            (省略)  <u>5501.40 - ポリプロピレンのもの</u>            5501.90 - その他のもの              (省略)</p>	<p>55.01 合成繊維の長繊維のトウ            (省略)            (新規)            5501.90 - その他のもの              (省略)</p>
<p>55.03 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの）を除く。            - ナイロンその他のポリアミドのもの  <u>5503.11 - アラミドのもの</u>  <u>5503.19 - その他のもの</u>            5503.20 - ポリエステルのもの              (省略)</p>	<p>55.03 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの）を除く。  <u>5503.10 - ナイロンその他のポリアミドのもの</u>              5503.20 - ポリエステルのもの              (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>55.13 合成繊維の短纖維の織物（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。）            （省 略）            - 浸染したもの            5513.21 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）            （削 除）            5513.23 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物            5515.29 - - その他の織物            - 異なる色の糸から成るもの            5513.31 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）            （削 除）            （削 除）            5513.39 - - その他の織物            - なせんしたもの            5513.41 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）            （削 除）            （削 除）            5513.49 - - その他の織物            （省 略）</p>	<p>55.13 合成繊維の短纖維の織物（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。）            （省 略）            - 浸染したもの            5513.21 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）  <u>5513.22 - - ポリエステルの短纖維のもの（3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）</u>            5513.23 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物            5515.29 - - その他の織物            - 異なる色の糸から成るもの            5513.31 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）  <u>5513.32 - - ポリエステルの短纖維のもの（3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）</u>  <u>5513.33 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物</u>            5513.39 - - その他の織物            - なせんしたもの            5513.41 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）  <u>5513.42 - - ポリエステルの短纖維のもの（3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）</u>  <u>5513.43 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物</u>            5513.49 - - その他の織物            （省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>55.14 合成繊維の短纖維の織物（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 漂白してないもの及び漂白したもの (省略) (削除)</li> </ul> <p>5514.19 - - その他の織物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 浸染したもの (省略)</li> </ul> <p><u>5514.30 - 異なる色の糸から成るもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- なせんしたもの (省略)</li> </ul>	<p>55.14 合成繊維の短纖維の織物（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 漂白してないもの及び漂白したもの (省略)</li> </ul> <p><u>5514.13 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物</u></p> <p>5514.19 - - その他の織物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 浸染したもの (省略)</li> </ul> <p><u>- 異なる色の糸から成るもの</u></p> <p><u>5514.31 - - ポリエステルの短纖維のもの（平織りのものに限る。）</u></p> <p><u>5514.32 - - ポリエステルの短纖維のもの（3枚綾（あや）織り又は4枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）</u></p> <p><u>5514.33 - - ポリエステルの短纖維のその他の織物</u></p> <p><u>5514.39 - - その他の織物</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- なせんしたもの (省略)</li> </ul>
<p>55.15 合成繊維の短纖維のその他の織物 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の織物</li> </ul> <p>5515.91 - - 混用纖維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの (削除)</p> <p>5515.99 - - その他のもの (省略)</p>	<p>55.15 合成繊維の短纖維のその他の織物 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の織物</li> </ul> <p>5515.91 - - 混用纖維の全部又は大部分が人造纖維の長纖維のもの</p> <p><u>5515.92 - - 混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は纖獸毛のもの</u></p> <p>5515.99 - - その他のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 56 類</p> <p>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( d ) (省 略) ( e ) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの <u>(主として第14部又は第15部に属する。)</u></p> <p>2 ~ 4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>第 56 類</p> <p>ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、 綱及びケーブル並びにこれらの製品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( d ) (省 略) ( e ) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの <u>(第15部参照)</u></p> <p>2 ~ 4 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>56.02 フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( k ) （省略）</p> <p>( l ) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（<u>主として第14部又は第15部に属する。</u>）</p>	<p>56.02 フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( k ) （省略）</p> <p>( l ) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（<u>15部</u>）</p>
<p>56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( k ) （省略）</p> <p>( l ) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（<u>主として第14部又は第15部に属する。</u>）</p>	<p>56.03 不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>( a ) ~ ( k ) （省略）</p> <p>( l ) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（<u>15部</u>）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>56.04 ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）</p> <p>5604.10 - ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。） (削除)</p> <p>5604.90 - その他のもの (省略) (削除)</p>	<p>56.04 ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）</p> <p>5604.10 - ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）</p> <p><u>5604.20 - 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）</u></p> <p>5604.90 - その他のもの (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>*      -      *</u></p> <p><u>号の解説</u> <u>5604.20</u> <u>「強力糸」は11部注6に規定されているので注意しなければならない。</u></p>
<p>56.07 ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） (削除) (省略)</p>	<p>56.07 ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）</p> <p><u>5607.10 - 第53.03項のジュートその他の紡織用革皮繊維製のもの</u> (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>57.02 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたもの）を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>5702.50 - その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたもの）を除く。）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>57.02 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたもの）を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>- その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたもの）を除く。）</u></p> <p><u>5702.51 - - 羊毛製又は纖獸毛製のもの</u></p> <p><u>5702.52 - - 人造纖維材料製のもの</u></p> <p><u>5702.59 - - その他の紡織用纖維製のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>58.03 もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）            (削除)            (削除)              (省略)</p>	<p>58.03 もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）  <u>5803.10 - 綿製のもの</u>  <u>5803.90 - その他の紡織用纖維製のもの</u>              (省略)</p>
<p>58.09 金属糸又は第56.05項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）              (省略)              この項には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用されない織物（例えば、鉄、鋼、銅、アルミニウム、貴金属製のワイヤガーゼ又はワイヤクロス（71.15、73.14、<u>74.19</u>、76.16等）を含まない。</p>	<p>58.09 金属糸又は第56.05項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）              (省略)              この項には、衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用されない織物（例えば、鉄、鋼、銅、アルミニウム、貴金属製のワイヤガーゼ又はワイヤクロス（71.15、73.14、<u>74.14</u>、76.16等）を含まない。</p>

## 関税率表解説改正

新	旧
第 59 類	
染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用繊維製品	
<b>注</b>	<b>注</b>
1 ~ 4 (省略)	1 ~ 4 (省略)
5 第59.07項には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( g ) (省略) ( h ) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（主として第14部又は第15部に属する。） 6 ~ 7 (省略)	5 第59.07項には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( g ) (省略) ( h ) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張りしたもの（第15部参照） 6 ~ 7 (省略)
59.07 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類  ( I ) その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） (省略) ( A ) ~ ( H ) (省略) この項には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( h ) (省略) ( ij ) 金属のはくを紡織用繊維の織物類で裏張りしたもの（主として第14部又は第15部に属する。） ( ) (省略)	59.07 その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類  ( I ) その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） (省略) ( A ) ~ ( H ) (省略) この項には、次の物品を含まない。 ( a ) ~ ( h ) (省略) ( ij ) 金属のはくを紡織用繊維の織物類で裏張りしたもの（第15部） ( ) (省略)